

お知らせします！長寿医療制度

今年の4月からスタートしました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について、これまで数回にわたり制度の内容をお知らせしてきたところですが、今後も複雑な内容を項目ごとにわかりやすくお伝えしていきます。今回は、医療給付の「高額療養費」についてお知らせします。

1カ月の医療費が一定額を超えたら

長寿医療制度の自己負担割合は、3月までの老人保健医療制度と同じ1割（現役並み所得者は3割）です。1カ月に支払う医療費の自己負担額が「自己負担限度額」を超えた場合は、その超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は次のとおりです。

所得区分	外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院の限度額 (世帯ごと)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% ※1
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※3	8,000円	15,000円

※1 医療費総額が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。また、過去12カ月間に高額療養費の支給を4回以上受ける場合、4回目以降の限度額は44,400円になります。

※2 低所得Ⅱとは世帯員全員が住民税非課税の場合。

※3 低所得Ⅰとは低所得Ⅱの条件を満たし、かつ世帯員全員が各種控除後の所得が0円となる場合。

高額療養費の支給方法

高額療養費の支給は一度支給申請書を提出していただきますと、その後は高額療養費の該当になる度に自動的に支給手続きが行われます。支給方法は口座振込により支給しますので、最初の支給申請書提出の際に、振込口座の登録も行います。



医療給付の種類

受けることのできる医療給付は、高額療養費の他にさまざまなものがあります。詳しくはお問い合わせください。

種類	給付を受けられるとき
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき
入院時食事療養費	入院したときの食費
入院時生活療養費	療養病床に入院したときの食費・居住費
保険外併用療養費	特別な病室の提供などを受けたとき
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき
療養費	医療費の全額を自己負担したとき
特別療養費	資格証明書を提示して治療を受けたとき
移送費	緊急の入院等で移送が必要になったとき
葬祭費	被保険者が死亡し、葬祭を行ったとき
高額介護合算療養費	医療と介護の自己負担額が高額なとき

お問い合わせ

福祉課国保医療年金係 ☎62-1211(内線126)

✉fukushi@town.haboro.hokkaido.jp